

第3号様式（第6条第1項関係）

| 市長 | 副市長 | 部長 | 課長 | 主幹・副主幹 | 主査・主査補 | 班員 |
|---------|-----|----|----|--------|--------|----|
| | | | | | | |
| 付議・報告部課 | | | | | | |

平成29年4月20日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

平成29年4月19日（水）午前9時30分～ 本庁舎3階特別会議室

2 出席者

行政経営改革課 岡田課長、高山副主幹、元田主査補

3 件名

プロジェクトチーム制度の導入について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・市の重要施策について、プロジェクトチーム制度を活用することになっているが、「市の重要施策」という表現では定義があいまいなので、定義を示してはどうか？
→ 職員に制度周知をする際に、どういった場合にプロジェクトチーム制度を活用したらよいか、いくつか例示を示す。
- ・今後、庁内の検討組織は、プロジェクトチーム制度で一本化することでよいか。
→ そのとおり。
- ・今回の提案は、市長部局がプロジェクトチームを立ち上げる前提であるが、教育委員会としてもプロジェクトチーム制度を導入したいので、教育委員会にも同様の訓令を制定してほしい。
→ 教育委員会事務局と協議し、同様の訓令を制定する。
- ・辞令発令をする場合、総務課への届け出などの手続きなどは定めてあるのか？
→ プロジェクトチームの立ち上げは、市長決裁とし、その起案を総務課合議にすることになっているので、合議により辞令発令を総務課人事班で行うこととしている。
- ・プロジェクトチームのメンバーなどに対する新しい人事評価の方法を検討してほしい。
→ 総務課で検討する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書（行政経営戦略会議）

部課名（総務部行政経営改革課）

1 件名

- ・プロジェクトチーム制度の導入について

2 目的

- ・プロジェクトチーム制度を導入することにより、市の重要施策について、部局横断的に行政課題を解決するため。

3 効果

- ・縦割り行政の弊害を解消し、部局横断的にさまざまな職員の知識や能力を活用し、行政課題を解決することができる。

4 現状と課題

〔現状〕

- ・担当課だけで業務を遂行しようとする傾向がある。
- ・庁内検討委員会やプロジェクトチームを設置して業務を行っているケースはある。

〔課題〕

- ・複数課に影響のある業務や主管課が決まっていない業務が、なかなか進まない。
- ・現状の庁内検討委員会やプロジェクトチームは、組織の位置付けがあいまいなため、委員やメンバーが自分の仕事として積極的に取り組みづらい状況がある。

5 対応

- ・プロジェクトチームを制度化した上で、メンバーに辞令を発令して、行政課題を自分の仕事として取り組めるようにする。

6 スケジュール

| | |
|--------------|---|
| H29年4月 随時 | 「白井市プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程」制定 行政経営改革実施計画の策定に向け、内容に応じて、プロジェクトチームを 編成し、計画策定に取り組む。 |
|--------------|---|

7 その他

- ・白井市行政経営指針基本方針2の「効率的な行政組織の構築」に位置付けがある。
- ・別添「白井市プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程」参照

8 関連情報

| | |
|-------|-----------|
| 関係法令等 | 白井市行政経営指針 |
| 関係課 | 全課 |
| 予算措置 | なし |

白井市プロジェクトチームの設置及び運営に関する規程（案）

（設置）

第1条 市長は、市の重要施策について、部局横断的に行政課題を解決するため、必要があると認めるときは、プロジェクトチームを設置するものとする。

（設置要綱の制定）

第2条 市長は、プロジェクトチームの設置に当たっては、その都度、次に掲げる事項を内容とするプロジェクトチーム設置要綱を定めるものとする。

- (1) プロジェクトチームの設置の目的
- (2) プロジェクトチームの名称
- (3) プロジェクトチームの所掌事務
- (4) プロジェクトチームの構成員
- (5) プロジェクトチームの設置期間
- (6) プロジェクトチームの庶務を担当する課
- (7) その他必要な事項

（構成員）

第3条 プロジェクトチームのメンバー（以下「メンバー」という。）は、職員のうちから市長が任命する。

- 2 メンバーは、命を受けた期間、当該プロジェクトチームの所掌する業務に従事するものとする。
- 3 プロジェクトチームに、リーダーを置く。
- 4 リーダーは、メンバーのうちから市長が任命する。
- 5 リーダーは、プロジェクトチームの業務を総理する。
- 6 プロジェクトチームに、サブリーダーを置くことができる。
- 7 サブリーダーは、メンバーの中からリーダーが指名し、リーダーを補佐する。

（任免発令式）

第4条 メンバーの任免発令の様式は、次の表の定めるところによる。

| 任免発令式 | 備考 |
|---|------------------|
| プロジェクトチームリーダーを命（免）ずる 期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする | プロジェクトチームリーダーの場合 |
| プロジェクトチームメンバーを命（免）ずる 期間は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までとする | プロジェクトチームメンバーの場合 |

（庶務担当課）

第5条 プロジェクトチームの庶務を担当する課等（以下「庶務担当課」という。）は、当該プロジェクトチームの所掌する業務に最も関係のある課等とする。

（予算の執行）

第6条 プロジェクトチームが所掌する業務に要する予算は、庶務担当課の長が関係課等の長と協議の上、執行するものとする。

（服務）

第7条 メンバーの服務に関する命令は、白井市職員服務規程（平成15年訓令第5号）

の定めるところにより、副市長、庶務担当課の属する部の長又は庶務担当課の長が行うものとする。

2 庶務担当課の長は、前項に規定する命令がなされた場合は、当該命令に係る事項を当該メンバーの所属長に通知しなければならない。

(報告)

第8条 リーダーは、必要に応じて、プロジェクトチームの所掌する業務の進行状況を白井市行政経営戦略会議の設置及び運営に関する規程（平成29年訓令第2号）第1条の規定により設置された行政経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）に報告するものとする。

2 リーダーは、プロジェクトチームの任務が完了したときは、遅滞なく、その成果を戦略会議に報告しなければならない。

(関係課等の協力)

第9条 プロジェクトチームに関係する課等の長は、プロジェクトチームの運営に関し積極的に協力しなければならない。

(解散)

第10条 市長は、プロジェクトチームが、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該プロジェクトチームの解散を命ずるものとする。

(1) プロジェクトチームの任務が完了したとき。

(2) その他プロジェクトチームを存続させる必要がなくなったとき。

附 則

この訓令は、平成29年4月 日から施行する。

平成29年4月 日制定

●●●プロジェクトチーム設置要綱（案）

| | |
|------------|--|
| 1 設置の目的 | ●●●するため。 |
| 2 名称 | ●●●プロジェクトチーム |
| 3 所掌事務 | ①●●●に関すること。 ② ③ |
| 4 構成員 | ①●●●部●●●課 主査 ●●●●● ② ③ ④ ⑤ |
| 5 設置期間 | 平成 年 月 日から 年 月 日まで |
| 6 庶務を担当する課 | ●●●部 ●●●課 |
| 7 その他必要な事項 | |